

いじめ防止対策調査委員会条例をここに公布する。

いじめ防止対策調査委員会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)第十四条第三項の規定に基づき、宮城県いじめ防止対策調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 いじめの防止等(法第一条に規定するいじめの防止等をいう。)のための有効な対策に関する事項
- 二 法第二十三条第二項の規定による報告に係る事案、法第二十八条第一項に規定する重大事態その他の県立学校に在籍する児童等(法第二条第三項に規定する児童等をいう。)に係るいじめ(法第二条第一項に規定するいじめをいう。)の事案

(組織等)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、教育、法律、心理、福祉等に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令元条例五三・追加)

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令元条例五三・旧第四条繰下)

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令元条例五三・旧第五条繰下・一部改正)

(意見の聴取等)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(令元条例五三・旧第六条繰下)

(部会)

第八条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、十人以内とし、委員長が指名する。
- 3 前三条の規定は、部会について準用する。
- 4 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(令元条例五三・旧第七条繰下・一部改正)

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(令元条例五三・旧第八条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和元年条例第五三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略